

## 要検討項目の分析法の検討

水質センター 検査課

### 1 はじめに

平成 16 年 1 月、毒性評価が定まらず、水道水中での検出実態が明らかでないことから、水質基準に含めていないが、今後情報や知見の収集が必要である 40 項目が「要検討項目」としてリストアップされた。その後、「要検討項目」は適宜見直され、平成 27 年度末現在では 47 項目となった。

当局では、モニタリングなどの必要性を検討し、要検討項目のうち分析が可能ないくつかの項目の検査を行い、その結果を公表してきた。平成 28 年度からは水質状況の監視強化のため、要検討項目すべての項目の水質検査を行うこととした。新たに検査を始める項目について、分析作業の効率化を図るため、前処理を軽減できる検査方法を検討した。また、それらの項目の実態調査結果についても合わせて報告する。

### 2 検査方法の検討

要検討項目のうち、13 項目(アクリルアミド、アクリル酸、トリエチレンテトラミン、2,4-ジアミノトルエン、2,6-ジアミノトルエン、N,N-ジメチルアニリン、有機スズ化合物、MX、ヒドラジン、酢酸ビニル、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン、マイクロキスチン LR)の水質検査を今年度から追加した。それらのうち固相抽出や誘導體化などの前処理が必要な項目を中心に、直接注入-LC-MS/MS による一斉分析法への移行を検討した。検討では「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン」に従い、各項目の検量線の評価を行い、原水及び浄水への添加実験の変動係数及び真度により定量下限値を確認した。

### 3 実態調査結果

「平成 28 年度水質検査計画」において、区部の 8 浄水場及び多摩地区 2 浄水所の原水・浄水及びその系統の給水栓水(MX は、消毒副生成物であるため、給水栓水のみ)で水質検査を行い、すべて定量下限値未満であることを確認した。